**大阪府消費生活センター　３月の相談件数（速報値）**

**相談件数 738件（対前月比7.4％増、対前年同月比1.5％増）**

**全体　上位５件**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 順位 | 相談内容 | 相談件数 |
| １位 | 化粧品 | 83 件 |
| ２位 | 電気 | 27 件 |
| ３位 | 賃貸アパート・マンション | 26 件 |
| ４位 | 健康食品 | 25 件 |
| ５位 | 移動通信サービス | 20 件 |
| インターネット接続回線 | 20 件 |

・1位の「化粧品」に関する相談のうち、美容液等の「定期購入」の相談が83件中77件でした。「お試しのつもりで注文したところ定期購入になっており、電話がつながらず解約できない」等の相談が引続き多く寄せられました。

・２位の「電気」については、価格・料金に関する相談が17件でした。

・４位の「健康食品」25件のうち、21件がダイエットサプリ等の「定期購入」の相談でした。1位の「化粧品」と合わせると「定期購入」に関する相談は98件になりました。契約当事者は50歳代が最も多く27件、60歳代が24件、70歳代が12件でした。50歳以上が65パーセントを占め、ほとんどがインターネット通販によるものでした。

**６５歳以上　上位５件**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 順位 | 相談内容 | 相談件数 |
| １位 | 化粧品 | 20件 |
| ２位 | インターネット接続回線 | 7件 |
| ３位 | 携帯電話 | ６件 |
| 工事・建築 | ６件 |
| 移動通信サービス | ６件 |

・２位の「インターネット接続回線」については、訪問販売によるものが２件、電話勧誘販売が１件、「家電製品を購入しに行った店舗で回線の新規契約を勧められた」といった店舗購入の相談が寄せられました。

　プロバイダーを変更する場合、解約違約金の支払いが必要な場合があります。契約しても、契約書面を受け取った日から数えて8日以内であれば、「初期契約解除制度」を利用することで、通信事業者の合意なく、利用者の申し出によって契約を解除することができますが、利用した分のサービス料、工事費用、事務手数料については支払う必要があります。